

南部町立つくし保育園とさくら 保育園の統合・民営化について

令和5年8月31日、9月1日

南部町

子育て支援課

南部町立つくし保育園とさくら保育園の統合・民営化について

これまでの経緯

1. 統合について

第2期子ども子育て支援事業計画（R2～R6） 第6章4. 保育園等の具体的な計画（目標）
「保育園の統合による建て替えと大規模改修による長寿命化を含めた検討を行っていきます。」

子ども子育て会議（R2.8～R2.10）（子ども・子育て支援法に基づき設置）委員11名
「長寿命化ではなく建て替えはつくし、統合するならさくら」
「立地は、①交通の便が良い ②防災上安心安全 ③里地里山の活用」

施設の建築年月日

すみれ	つくし	さくら	ひまわり
平成27年3月30日	平成2年3月20日	昭和55年9月24日	昭和58年4月1日

保育所体制

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入園数	291	286	283	278
定員	390	390	390	390

南部町立つくし保育園とさくら保育園の統合・民営化について

これまでの経緯

2. 民営化について

「行財政運営審議会」に南部町立保育園の統合並びに整備運営方法について諮問（R3.2～R3.10）

答申概要

総合的に考えると、民設民営を目指すのが適当

- ①認可施設の利用認定、保育料については制度上、公営・民営での違いはなく利用者への影響がない
- ②保育士確保のため柔軟な対応ができる
- ③民設民営には建設等整備費及び運営費に国から補助金が入るため町の財政負担が軽減される
- ④保育にかかる町負担の収支が明確になる

各手法によるメリット・デメリット

	メリット	デメリット
公設公営	「公」という安心感	建設への補助金がない。運営費は交付金算定額が明確にできない 保育士の確保が難しい
民設民営	保育士確保に柔軟な対応ができる。建設費に補助があり町の負担が少なくなる。運営費に交付金があり町負担が明確になる。公と同じ保育水準が提供され、そのほかの自由な工夫がされる	「民」に対する不安。経営が成り立たなくなった場合の撤退の不安 保育の質の確保、バックボーンによる特徴あり過ぎる保育 保育料への不安
公設民営	上記のメリット、デメリットを併せ持つ	

これまでの経緯

3. 新設保育所のあり方について

南部町保育所あり方検討委員会（委員10名）を設置し、基本構想を作成（R3.2～R5.3）
新園の整備・運営方法、保育サービスを策定

基本構想の概要

- 第1章 基本構想の策定にあたって
- 第2章 保育事業の現状と新たな保育所へのニーズ
- 第3章 統合候補地の選定
- 第4章 統合整備の基本的方針とスケジュール

パブリック・コメントを実施（R4.11.7～11.30）

意見総数：12名47件

基本構想に関する意見 : 17件

その他保育所に係る意見要望 : 30件

主な意見：統合の必要性の説明を求める。行政の責任を果たして欲しい。
子どもを増やす施策はないのか。

南部町町立保育所統合に係る基本構想の公表（R5.1.30）

新園の整備方針

大きな変更点：**公立（指定管理→町が設立した保育所を民間が運営）から私立（町の施設で民間が設立した保育所が運営）に移行する。**

1. 施設等整備方法

- ・土地及び建物は、町が整備・建設し所有する。
- ・土地及び建物は、公私連携協定を締結する「伯耆の国」に無償貸与する。
- ・現有の備品については、公私連携協定を締結する「伯耆の国」に無償譲渡する。（但し、無償貸与、無償譲渡は町議会の承認が必要。）

2. 運営方法

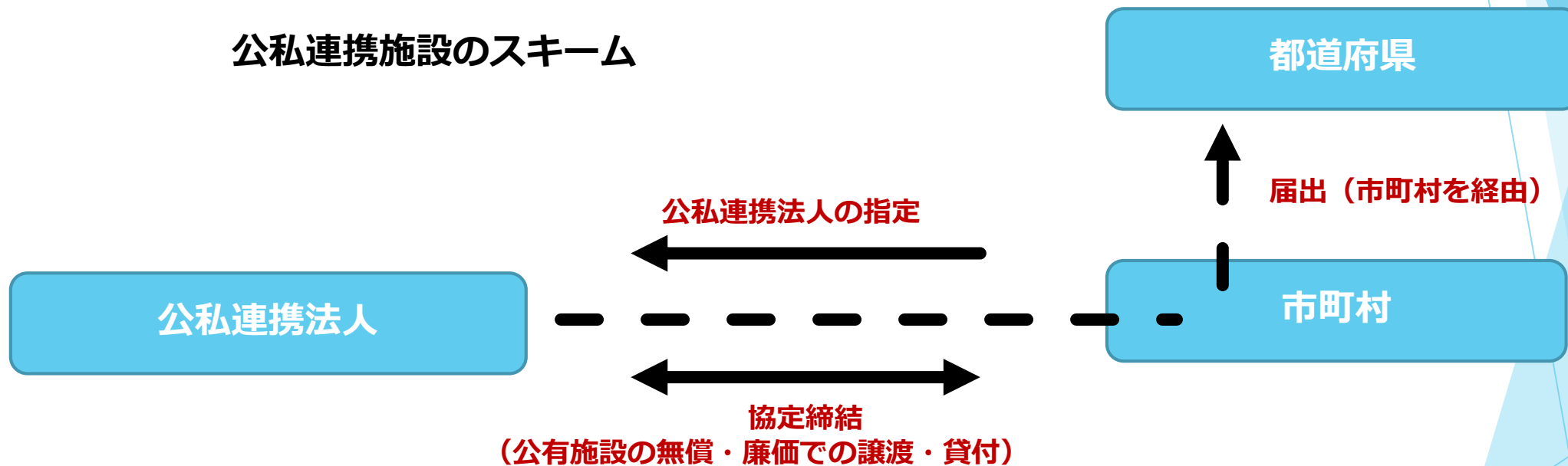
設置者は「伯耆の国」となり、私立園とする。
公私連携協定書を締結し**公私連携型保育所（又はこども園）**とすることで、保育に関与する。（児童福祉法による制度）

※保育所とするか子ども園とするかは、伯耆の国と協議の上、子ども子育て会議で議論する。

公私連携型保育所について (参照：内閣府資料)

- 民設民営でありつつも市町村の関与を明確にしつつ、設置主体に設置のインセンティブが働く新しい運営形態を法律上の制度として構築したものの。

公私連携施設のスキーム



〈南部町行財政運営審議会答申の付記意見〉

「民」に対する不安を解消するためには、民間の創意工夫を阻害しない範囲で町が保育に関与することが必要であるとともに、民間事業者が恒久的に事業継続できる方策について検討されたい。

南部町立つくし保育園とさくら保育園の統合・民営化について

【現 在】

南部町立つくし保育園 → 廃止

- ・区 分：公立（公設民営）
 - ・設置者：南部町
 - ・管理・運営：指定管理
 - ・指定管理者：伯耆の国
 - ・土地建物は南部町所有の行政財産
- ※指定管理は公の施設の町の管理権限を委任
〈根拠法令：地方自治法第244条〉

定員120人
(受入84人)

南部町立さくら保育園 → 廃止

- ・区 分：公立（公設民営）
 - ・設置者：南部町
 - ・管理・運営：指定管理
 - ・指定管理者：伯耆の国
 - ・土地建物は南部町所有の行政財産
- ※指定管理は公の施設の町の管理権限を委任
〈根拠法令：地方自治法第244条〉

定員90人
(受入59人)

【統合・民営化後】

公私連携型保育所〇〇園 → 新設

- ・区 分：私立
 - ・設置者：伯耆の国
 - ・管理・運営：伯耆の国
 - ・土地建物は南部町所有の普通財産を借り受け
- ※公私連携は町と法人が協定を締結
〈根拠法令：児童福祉法第56条の8〉

定員120人

南部町立つくし保育園とさくら保育園の統合・民営化について

保育所利用の仕組み

(参照：厚生労働省資料)

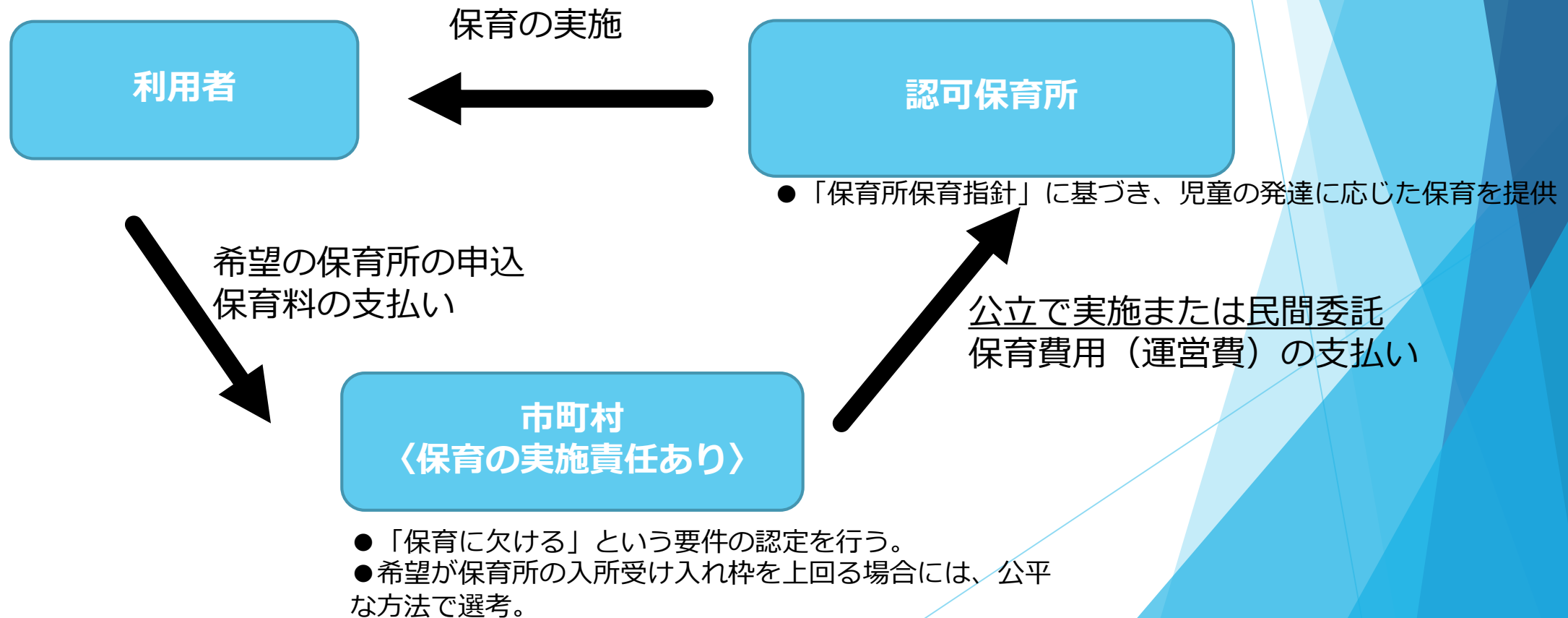
保育所

日々保護者の委託を受けて、保育にかける乳児又は幼児を保育することを目的とする施設

(児童福祉法第39条第1項)

対象及び手続き

対象：0歳から就学前の保育にかける児童



南部町立つくし保育園とさくら保育園の統合・民営化について

公立（指定管理）と私立（公私連携）によって変わること

現在、つくし保育園、さくら保育園は南部町立の公立保育所で、社会福祉法人「伯耆の国」が指定管理の指定を受けて運営を行っています。

新園は「伯耆の国」が設置する私立保育所となります。南部町は「伯耆の国」と法律で定められるところによる公私連携協定を結び、保育に責任を持つとともに、安定的に保育が提供できるよう「伯耆の国」を支援します。

1 伯耆の国にとって

保育所の設置者となることにより経営、運営面での責任が重くなる一方で、保育サービス提供にあたって独自でスピーディな対応をとることが可能となります。

2 利用者にとって

認可施設の利用認定、利用料についてはこれまでと変わりません。また、保育の内容についても、南部町教育振興基本計画、町の幼児教育専門員の指導等により行われるので、基本的にはこれまでどおりです。

伯耆の国の判断によるスピーディな対応や新たなサービスの提供が期待されます。

なお、保育所の場合は利用料は町が徴収しますが、子ども園の場合は伯耆の国が徴収することになります。

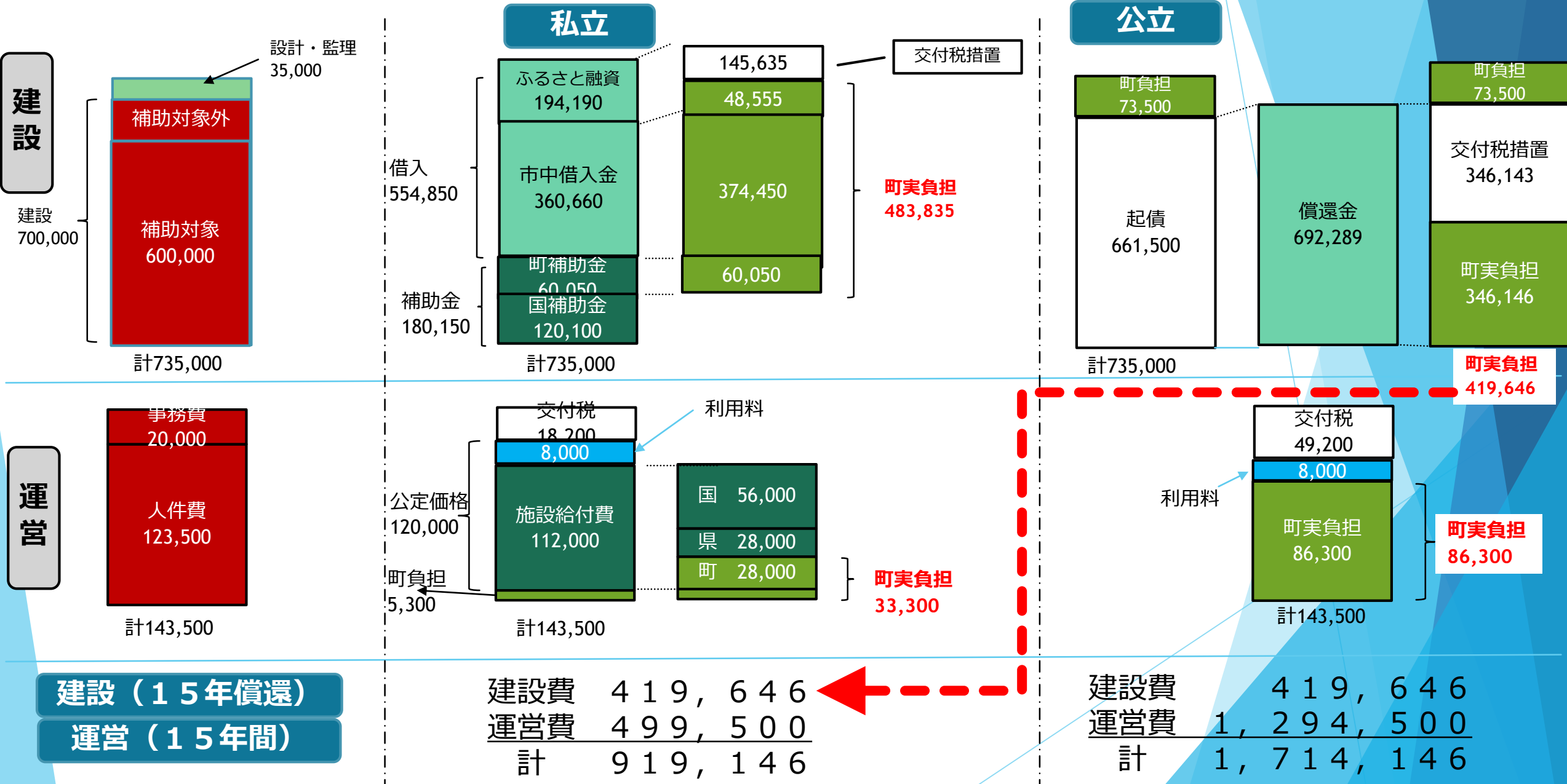
3 町にとって

保育にかかる需要は普通地方交付税算定されますが、私立の保育所には公定価格から算出する施設型給付費が国、県から交付されますので、町の財政負担は軽減されます。

南部町では生じた財源を活用し、保育の充実やその他の子育て支援の充実を図ってまいります。

南部町立つくし保育園とさくら保育園の統合・民営化について

コスト比較 (建設費+運営費を15年間で試算)



新園の整備方針

3. 整備内容の方針（基本構想から抜粋）

1 施設整備

(1) 安心安全に利用できる施設

防災、防犯を考えた施設（ハザードマップを考慮し、災害に強い立地を確保）
安全安心を考えた施設（駐車場と園舎の位置が近くなるように配慮）

(2) 児童・保護者に魅力ある施設

活発な活動ができる施設（自然の中で身体的活動ができ、広く起伏のある園庭を確保。地域との交流、里地里山資源の活用）
保護者にやさしい施設（保護者の拠り所となり、相談しやすい環境を整備）

(3) 地域と連携した保育ができる施設

地域と触れ合うことができる立地（地域文化や里地里山が感じられる、地域住民が集い、自然とあいさつができる）

(4) 保育士が働きやすい施設

(5) 持続可能な施設

2 運 営

(1) 安全の確保

(2) 子育て支援の充実

(3) 利便性の向上

新園の整備方針

4. 設置場所

南部町寺内地内

(1) 選定理由

あり方検討委員会の評価結果を参考に町の施策として検討を行い、

- ・ 第一に安全性、災害や交通事故のリスクが低い場所であること。
- ・ 第二に自然環境、里山で遊べ子どもたちの遊びや学びの場として適していること。
- ・ 第三に交通アクセス、保護者が安全に通いやすい場所であること。
- ・ 第四に、広さや騒音など安定した育ちに適した場所であること。

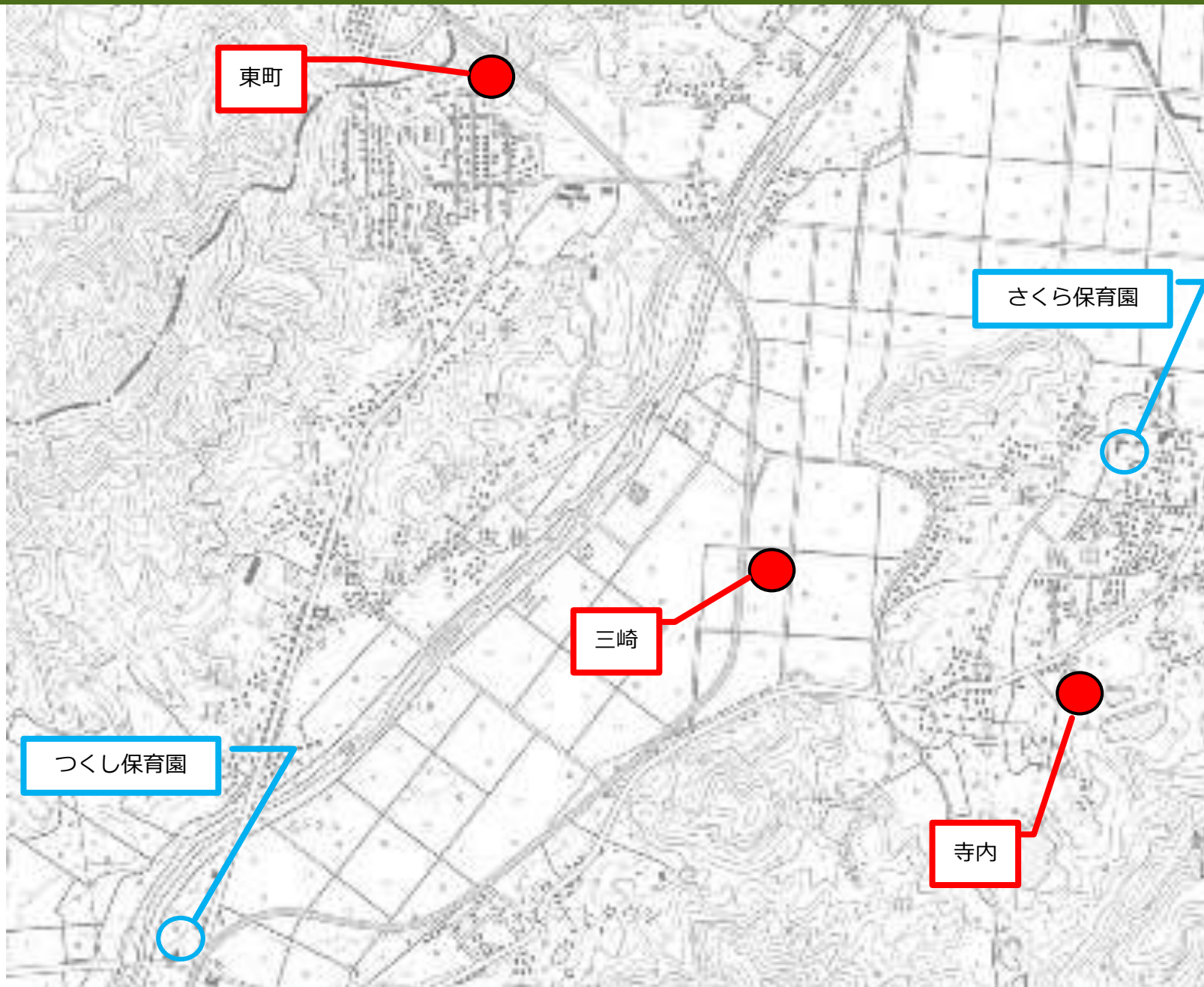
を重要視して決定した。

(2) 決定過程

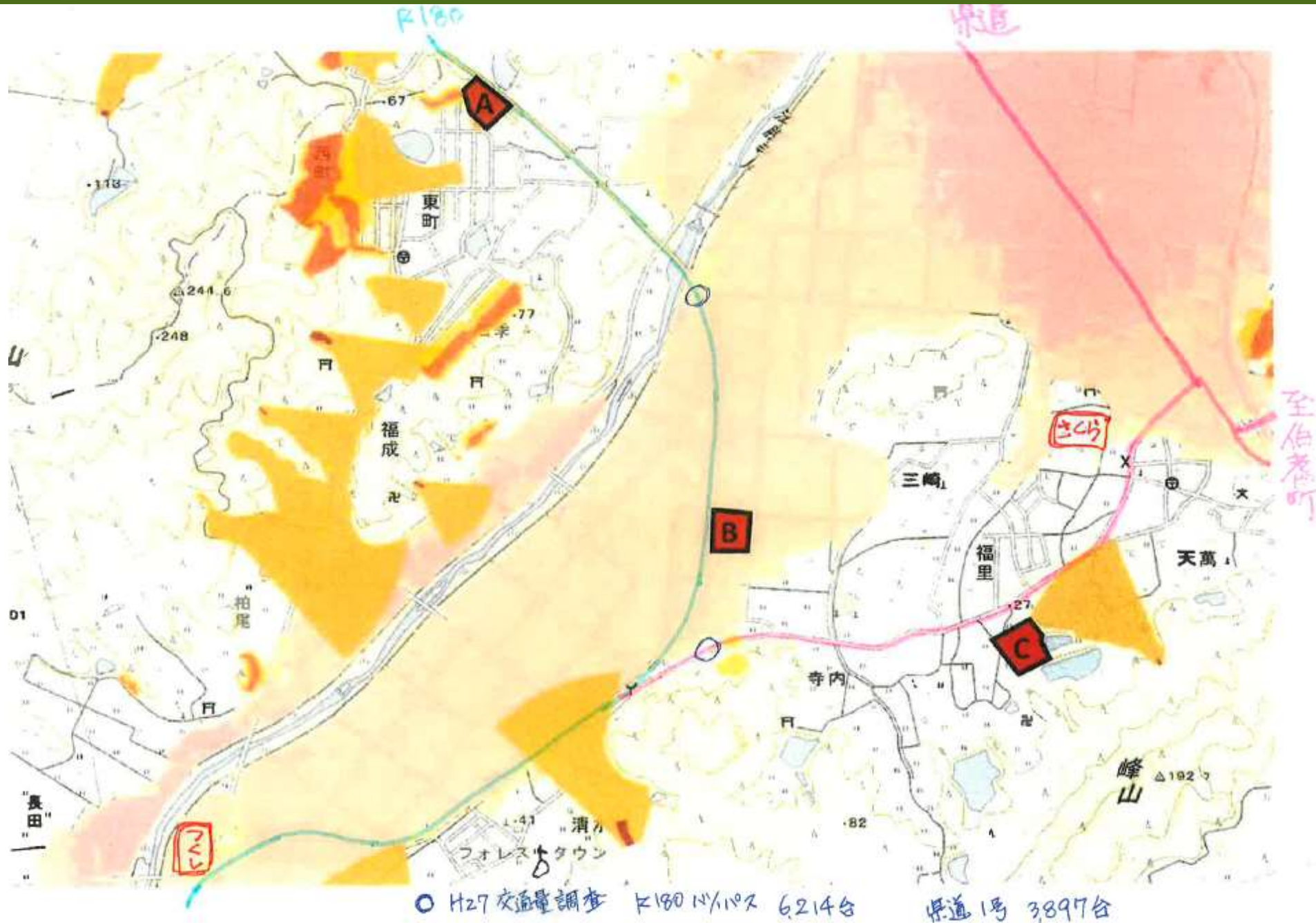
庁内検討	土地利用規制、防災ハザードマップ等基本的事項を踏まえ、地理的条件、法的条件、周辺の開発計画、インフラ整備状況、経済性、通園アクセス、子ども子育て会議で示された事項（交通の便が良い、防災上安心安全、里地里山の活用）を勘案し、整備可能性がある場所を3カ所に絞る。
検討委員会評価	上記3カ所を評価基準により採点、評価

南部町立つくし保育園とさくら保育園の統合・民営化について

3箇所の位置



南部町立つくし保育園とさくら保育園の統合・民営化について



南部町立つくし保育園とさくら保育園の統合・民営化について

新園の整備方針

(3) 評価基準及びあり方検討委員会での評価

候補地の評価基（基本構想から抜粋）

設定条件	評価基準項目
重点配慮要件 子育て会議の意見	① 災害の危険性が低い立地にあること。
	② 送迎及び通勤にも適した場所であること。
	③ 里地里山が利用できること。
立地的要件	④ 新保育所の収容定員規模にあった敷地面積が確保できること。
利便性要件	⑤ 既存2保育所の配置からバランスのとれた場所であること。
周辺環境要件	⑥ 交通の安全が確保できること。
	⑦ 民家と適度な距離が保たれていること。
法的要件	⑧ 農振地域
	⑨ 埋蔵文化財
経済的要件	⑩ 敷地の造成費
	⑪ 周辺インフラ整備費(上下水道、接続道路)
用地取得の容易性	⑫ 土地の所有の状況

東町	評価点
	46/100
三崎	評価点
	73/100
寺内	評価点
	83/100

南部町立つくし保育園とさくら保育園の統合・民営化について



南部町立つくし保育園とさくら保育園の統合・民営化について

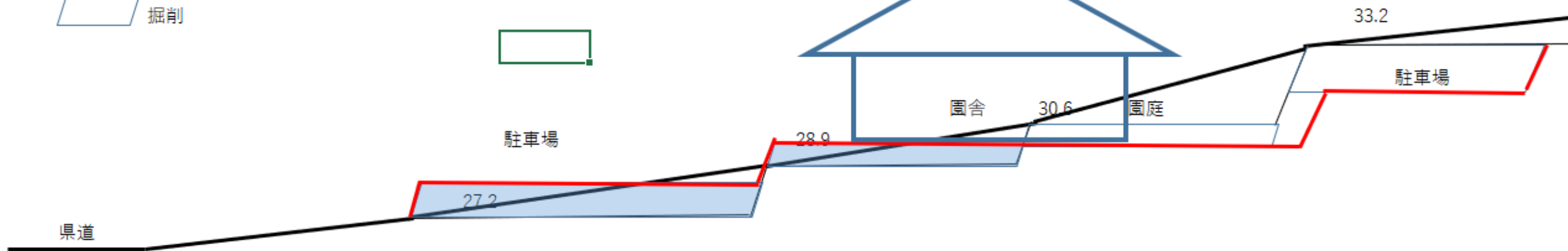


南部町立つくし保育園とさくら保育園の統合・民営化について

縦断面イメージ (赤線が断面レベル)

 盛り土

 掘削



南部町立つくし保育園とさくら保育園の統合・民営化について

5. 今後のスケジュール

説明会予定	年月日
伯耆の国・施設職員への説明	令和5年8月25日（金）
寺内集落への説明	令和5年8月26日（土）
つくし、さくら両園保護者への説明	令和5年8月28日（月） 29日（火）
その他保護者及び住民への説明	令和5年8月31日（木） 9月1日（金）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
各種法的 手続き	R5.12～農振除外・転用～R6.5 R5.12～開発協議・盛土協議～R6.5	R6.5～文化財調査（試掘）～R6.8		
土地造成	R5.10～用地測量・設計～R6.3	R6.8～造成工事～R7.3		
建築工事	R5.10～基本設計～R5.12	R6.5～実施設計～R7.1	R7.3～建築工事～R8.3	
進入路	R5.10～用地測量・設計～R6.3	R6.3～道路工事（進入路）～R6.7		
開園準備	R5.10～施設検討～R5.10		R7.4～開園準備～R8.3	
開園				R8.4開園